

別紙

令和3年度 奈良市修学旅行生「奈良旅行」支援事業（奈良土産品支給業務）業務委託 仕様書

1. 目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、やむを得ず奈良市への修学旅行が中止となり、思い出作りができなかった児童・生徒の皆様に奈良の土産品を提供することで、奈良への関心を深め、将来あらためて奈良へお越しいただくことを目的とする。

2. 名称

令和3年度 奈良市修学旅行生「奈良旅行」支援事業 奈良土産品支給業務

3. 契約方法、委託料及び委託期間

- (1) 契約方法は、奈良土産品1セットあたりの商品代、送料、袋代、諸経費、消費税等を合計した金額が1,000円の単価契約とする。
- (2) 委託料は、(1)の契約単価に奈良土産品の発注数を乗じた金額とする。
- (3) 委託期間は、契約締結日から令和4年2月28日までとする。

4. 事業者

次の項目すべてに該当する事業者とする。個人・法人は問わない。

- (1) 「奈良土産品支給業務委託事業」の趣旨を理解し、将来に向けて奈良市への修学旅行生を獲得するため、修学旅行生に喜ばれる奈良土産品の提案と発送ができること。
- (2) 奈良市内に事業所を有し、その事業所において、修学旅行生を主な客層のひとつとして、常時対面で土産物の小売販売を行っており、今後も継続して行うこと。
- (3) 通信販売のみを行っている事業者ではないこと。
- (4) 200名分程度の奈良土産品の調達及び各学校へ発送することが可能で、委託業務実施報告書などの諸書類を延滞なく準備できること。
- (5) 奈良土産品について、奈良市発注日から概ね2週間以内に、到着日指定可能かつ追跡可能な方法で発送できること。
- (6) 発注及び受注時に、FAXもしくはメールで対応できること。
- (7) 市税の滞納をしていないこと（ただし、市税における納税の猶予を受けており、その猶予期間内であるものを除く）
- (8) 暴力団、暴力団員等に関与していないこと。

5. 奈良土産品

- (1) 商品代、送料、袋代、諸経費、消費税等を含めて「1,000円」とすること。
- (2) 奈良市を連想させ、奈良市をPRできるものであること。
お菓子等の食品類・文具・小物・書籍等の種類は問わない（複数商品の組み合わせも可）。
ただし、自社のPR商品と受け取れるものは除くこと。

- (3) 学校側の配布作業の負担にならず、児童・生徒がカバン等に収納して容易に持ち帰りができる商品であること。
 - (4) 持ち帰り用に奈良土産品が入る袋を人数分用意すること。
 - (5) お菓子等の食品類は奈良市を連想させる商品で、消費期限が到着日から概ね 2 週間以上あるものとする。
 - (6) アレルギーがある児童・生徒もいるため、食品の場合は成分表示があること。
 - (7) コピー商品、奈良市と関係がないと思われる商品、奈良市以外でも多く販売されている商品、生ものや冷凍または冷蔵が必要な商品、割れ物等破損しやすい商品でないこと。
 - (8) 雑貨類は、「奈良市の特産品である・特産品を利用している」「奈良らしい模様・柄がある」等、奈良市を連想させ、奈良市を PR できる商品であること。
- キャラクター商品は可。奈良市として発送するため、奈良市のキャラクターとして広範囲に認知されているようなキャラクター(例 奈良市観光協会キャラクター「しかまろくん」等)関連商品が望ましい。

6. 奈良土産品の留意点

- (1) 奈良土産品の支給対象となるのは「奈良市を訪問する修学旅行が中止になってしまい、思い出作りの機会がなくなってしまった児童・生徒」のため、多くの方々に、改めて奈良に来ていただきたいという「気持ち」を込めて発送するという点に十分に留意すること。
- (2) 修学旅行生（主に小学校 6 年生、中学校 3 年生、高等学校 2 年生もしくは 3 年生）に適した土産品を選定するよう留意すること。

7. 委託にあたっての事前手続き及び契約

業務を委託する事業者及び奈良土産品については、事前に公募し、奈良市で精査したうえ、登録するものとする。

登録決定された事業者と奈良市は、「令和 3 年度 奈良市修学旅行生「奈良旅行」支援事業 奈良土産品支給業務 委託契約書」に基づき、契約書を取り交わす。(契約期限は令和 4 年 2 月 28 日まで)

奈良市に相手方登録がない事業者は、「相手方登録申請書 (*)」もあわせて提出すること。

* 奈良市からの委託料支払いの際の振込先の登録申請。

8. 業務内容

奈良市は、修学旅行が中止となった学校から届いた奈良土産品の支給申請を集約後、最大受注可能数に応じて事業者へ配分し、原則 1 回のみ発注する。(学校からの申請状況によるため、必ずしも発注があるとは限らない。また、最大受注可能数を超えた場合は、他の対応可能な業者へ配分する。)

事業者は、奈良市からの発注を受け、事前に登録した奈良土産品の調達、発送、問い合わせ対応、到着確認、報告を行う。

(1) 商品の調達及び発送

- ①事業者は、奈良市から「発注書兼受注確認書」を受け取った後、同様式の受注確認部分に必要な事項を記入のうえ、奈良市に返信すること。
- ②事業者は、奈良市から「発注書兼受注確認書」を受け取った後、登録した奈良土産品を自ら調達し、

「発注書兼受注確認書」で指示された送付先へ、奈良市発注日から概ね 2 週間以内に発送すること。
その際、到着日は土日祝日を除いた日に設定すること。

③原則として、登録した奈良土産品の変更は認めない。ただし、生産中止、天災等の理由により物品が確保できない場合等においては、事業者の責任において代替品を提案し、奈良市と協議のうえ対応するほか、他の代替方法を講じるものとする。

④事業者で商品に関する資料を同梱する際は、事前に奈良市の了解を得ること。

⑤発送時の伝票は事業者が起票し、送り主（ご依頼主）欄に事業者名、担当者名を併記するとともに問い合わせ等への連絡先も明記すること。また、品名欄に「修学旅行生支援事業（奈良市観光戦略課）」と記載し、奈良土産品の内容を明記すること。

（2）学校からの問い合わせ及び苦情等への対応

①事業者は、以下の事項について対応すること

- ・奈良土産品の内容についての問い合わせ
- ・奈良土産品の発送状況についての問い合わせ
- ・奈良土産品に関する苦情および事故への対応

②苦情および事故があった場合には、誠意と責任を持って対応することとし、あわせて速やかに経過及び対応について奈良市に書面により報告すること。

③問い合わせ等への対応は、原則として月曜日から金曜日（祝日を除く。）とする。

④配送伝票依頼人控は記録として業務完了まで保管し、配送状況の問い合わせに対応できるようにすること。

9. 実績報告

事業者は、「発注書兼受注確認書」の発注番号ごとに奈良土産品の到着確認を行い、同じ発注番号にて発注されたすべての奈良土産品の送付先到着日から 10 日以内かつ契約期間内(令和 4 年 2 月 28 日まで)に、「委託業務実績報告書」、配送伝票依頼人控の写し、奈良土産品が到着したことを示す書類(*)を奈良市へ提出し、奈良市は検収するものとする。

* 配送業者のホームページ等で到着を示す画面を印刷したもの等

10. 委託料の支払い

発注者は「委託業務実施報告書」を受領し、検収に合格したと認めるときは、適法な請求を受領した日から 30 日以内に受注者へ委託料を支払うものとする。

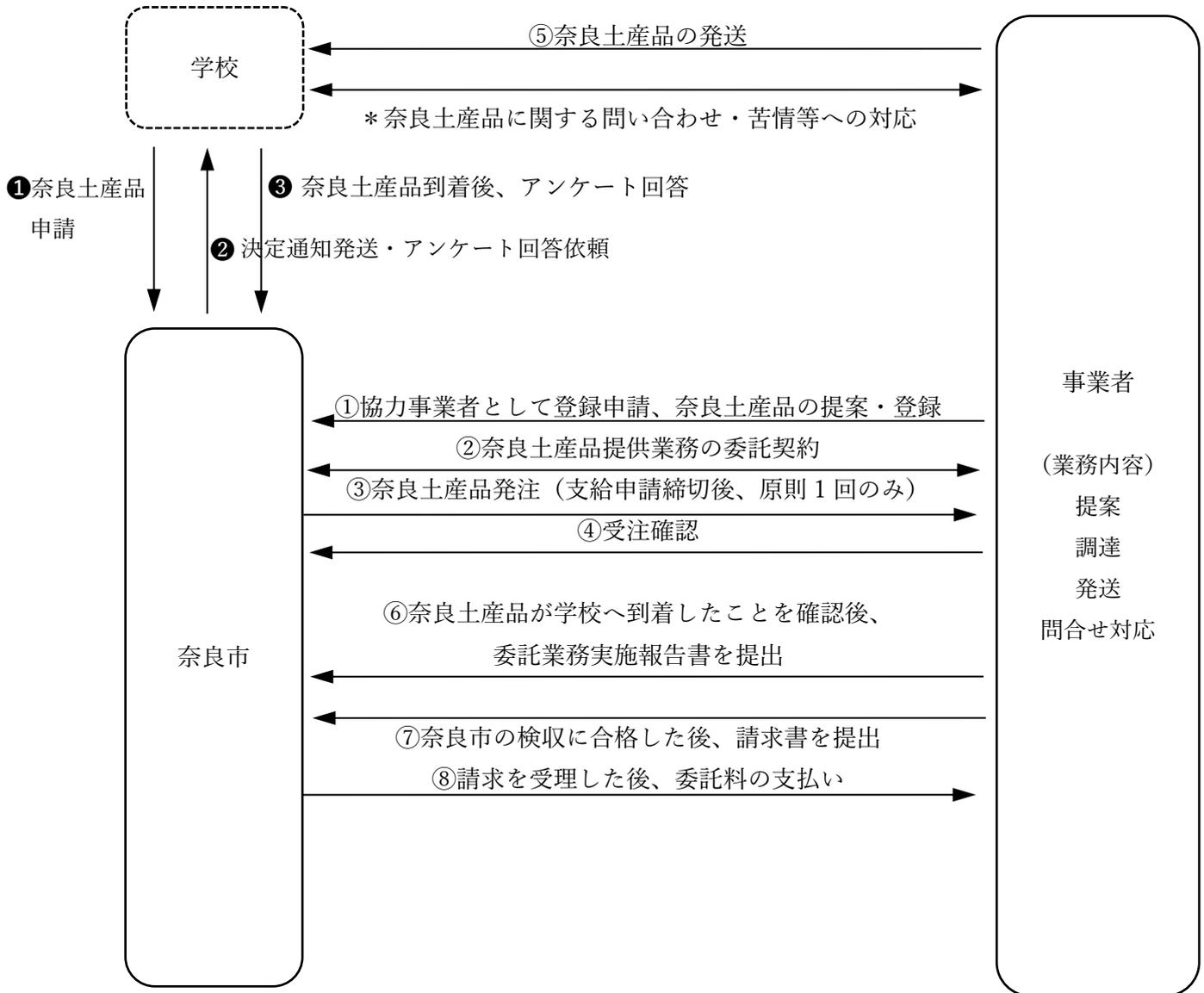
11. その他

作業は、正確、安全かつ迅速に実施するとともに、送付先を誤ることのないよう、細心の注意を払うこと。また、本仕様書に明示していない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議し、業務を進めること。

12. 業務フロー図

別紙のとおり

別紙



参考

- 学校の申請期間： 令和3年11月15日（月曜日）～令和4年1月11日（火曜日）
- 発注の予定期間： 令和4年1月中旬から下旬にかけて、奈良市から原則1回のみ発注する。
- 土産物の発送予定期間： 令和4年1月下旬から2月上旬頃